

## 随意契約理由書

本工事は、大阪府震度情報ネットワークシステムの更新を行うものです。

当該設備は、地震が発生した際、府内73か所に設置している震度計の情報を大阪府庁で収集し、消防庁と気象庁へ情報伝達するネットワークシステムで、震度を計測するセンサー及びそのデータを府庁まで伝送する処理部、送られてきたデータを解析し、消防庁へデータを送信するサーバー並びに各々の拠点を結ぶネットワークで構成されており、全体システムを西日本電信電話株式会社が設計、整備したものであります。

本業務で、震度計の一部の更新を行いますが、実施しない残りの機器については、運用しながら更新を行う必要があります。工事中に不測の事態が発生した場合、早期に復旧を行うには専門的な知識及び技術はもちろん、当該システムの機器構成やソフトウェアの内容を十分熟知していることが必要となります。

そのため本工事については、当該システムを開発、整備及び調整を行った、同社以外の業者は施工することはできないので、大阪府財務規則第62条運用2

(2)アに基づき比較見積書を省略し、同社のみの見積徴収とし、その価格が予定価格の範囲内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結したい。